

# 環境騒音測定結果(H29年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
松山自動車道 (88) H29.12.14~H29.12.15	55	46	A類型	56	56	100	88	100	56	100	88	100
			B類型	5	5	100			5	100		
			C類型	-	-	-			-	-		
			近接空間	27	27	100			27	100		
壬生川新居浜野田線 (126) H29.12.14~H29.12.15	69	62	A類型	-	-	-	126	100	-	-	126	100
			B類型	49	49	100			49	100		
			C類型	13	13	100			13	100		
			近接空間	64	64	100			64	100		
壬生川新居浜野田線 (478) H29.12.14~H29.12.15	69	62	A類型	25	25	100	478	100	25	100	478	100
			B類型	265	265	100			265	100		
			C類型	38	38	100			38	100		
			近接空間	150	150	100			150	100		
多喜浜泉川線 (92) H29.12.14~H29.12.15	69	62	A類型	7	7	100	92	100	7	100	92	100
			B類型	26	26	100			26	100		
			C類型	-	-	-			-	-		
			近接空間	59	59	100			59	100		
新居浜港線 (364) H29.12.14~H29.12.15	63	56	A類型	12	12	100	364	100	12	100	364	100
			B類型	256	256	100			256	100		
			C類型	-	-	-			-	-		
			近接空間	96	96	100			96	100		

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

### 【幹線交通を担う道路とは】

- 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する
  - 高速自動車国道
  - 一般国道
  - 都道府県道
  - 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路